

高齢者を守る お助けかわらばん

害獣・害虫駆除サービスのトラブルにご注意!!

現場を見ないと料金は分からないので作業員を向かわせましますね

ネズミが出て…

駆除作業中——

ネズミがたくさんいました! 今徹底的にやらないと! 追加の作業が必要ですが…

じゃあお願いします!

作業終了後——

請求書です

ネットの表示価格とかけはなれた金額だわ

翌日——

そんなのおかしい! お母さん! 188に相談しよう!

©埼玉県消費生活課

消費者ホットライン ☎188

問い合わせ

日高市消費生活相談センター

☎042-989-2111

注意! あなたの土地が狙われています

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」、「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ちかけて同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積する事例が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要で、違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。なお、農地の利用等については、左記にご相談ください。

問い合わせ 環境課生活環境担当 農業委員会事務局(産業振興課内)

☎042-989-2111

高齢者の障がい者控除

65歳以上で日常生活に支障のある人に、税控除対象者認定書を発行します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※費用の負担はありません。

認定要件

特別障がい者控除対象者

○要介護4または5に認定されている人

○要介護1から3に認定されており、次のいずれかに該当する人

①障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1からC2までに該当する人

②認知症高齢者の日常生活自立度がランクIVまたはランクMに該当する人

障がい者控除対象者

要介護1から3までに認定されている人で、特別障がい者控除に該当しない人

認定基準

○確定申告で所得控除を受けようとする対象者の12月31日

○対象者が死亡した場合は死亡日

申請できる人

本人または代理人(本人の扶養者)

申請方法 申請書を記入し、直接左記へ

問い合わせ 長寿いきがい課高齢者支援担当(1階 ⑤番窓口)

成年後見制度にかかる中核機関を設置

令和7年1月1日に、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「中核機関」を左記に設置しました。

中核機関は、権利擁護(成年後見等)の支援を必要とする人に対し、迅速かつ適切な支援を行うための中核となる機関で、制度に関する広報や相談の窓口となります。

成年後見制度に関する相談・その他権利擁護に関する相談は、左記へご連絡ください。

問い合わせ 長寿いきがい課高齢者支援担当(1階 ⑤番窓口)

くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和6年11月の可燃ごみ	昨年同月との比較	
全体量	804.28 t	- 7.50 t
処理費用	35,388,320 円	+ 562,958 円
1人当たりの量	14.83 kg	- 0.08 kg
1人当たりの処理費用	653 円	+ 13 円

新しい年が始まりました。昨年に引き続き、本年もごみの減量と適正な分別に一層のご理解とご協力をお願いします。

※数値は四捨五入しています。
※処理費用は、全体量に44,000円/ t を乗じたものです。
※1人当たりは、当該月の総人口を基に算出しています。

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

日高市消防団出初式

出初式終了後、消防車で防火パレードを行います。

日時 1月12日(日) 午前9時から

(雨天中止)

場所 市役所駐車場

問い合わせ 危機管理課 防災・消防担当



令和7年度学校給食用物資納入事業者の登録申請

受付期間 2月1日(土)～15日(土) 午前8時～正午、午後1時～4時45分

(土・日曜日、祝日を除く)

対象 令和7・8年度日高市物品等競争入札参加資格者

申請書類

①学校給食用物資納入事業者登録申請

登記していない建物を取り壊した場合 法務局へ滅失登記の申請

登記している建物を取り壊した場合 市へ取り壊しの申告

問い合わせ 税務課資産税担当(1階⑫番窓口)



お知らせ



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は

☎042-989-2111 FAX 042-989-2316

ホームページアドレス

<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

(小雨決行)

場所 所沢航空記念公園(所沢市並木1-13)

問い合わせ 埼玉西部消防局総務課

☎04-2929-9120

建物を取り壊したときは手続きが必要です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在に所有している土地や建物などにかかる税金です。

住宅・物置・車庫など、建物を取り壊した所有者は、本年度の納税通知書の明細に記載された家屋の内容が現況と一致しているか確認の上、早めに手続きしてください。

なお、建物を新築・増築した場合や、建物の一部を取り壊した場合も同様の手続きが必要です。

書(令和7年度)

②印鑑登録票

③納税証明書(最新の市区町村民税)

④食品衛生監視票(最新のもの)

⑤細菌検査(検便)結果表

⑥営業概要および経歴書(初回申請者のみ)

※①・②の用紙は、左記に用意してあります。

申請方法 郵送(必着)または直接左記へ

問い合わせ 学校給食センター

〒350-1231 大字鹿山19

☎042-985-3600

発達障がい者就労支援センター(ジョブセンター)

県では、発達障がい者に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援する「発達障がい者就労支援センター(ジョブセンター)」を運営しています。

対象 医師の診断や障がい者手帳の有無にかかわらず、発達障がいの特性を持ち、その自覚がある人で企業等への一般就労(障がい者雇用枠での就労を含む)を希望する人

※障がい福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける際には、医師の診断および市による障がい福祉サービスの受給決定が必要です。

オンラインワークフェスタ

期日 2月18日(火)

※詳しくは、左記へお問い合わせください。

場所・問い合わせ ジョブセンター川越(川越市協田町15-21ジョージビルワキタ1階)

☎049-299-4927

FAX 049-299-4937

✉info-kawagoe@welbe.co.jp

ね・ん・き・ん 知 識

保険年金課 国民年金・医療費担当

老齢年金受給者に源泉徴収票が送付されます

令和6年中に厚生年金・国民年金の「老齢年金」など老齢(退職)を支給事由とする公的年金を受けた人には、令和6年分の年金支払総額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて日本年金機構より発送される予定です。確定申告や市民税・県民税申告の際に、添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失した場合や届かなかった場合は再交付ができます。基礎年金番号が確認できるものを用意し、下記へご連絡ください。

※遺族年金・障がい年金には税金がかからないため、源泉徴収票は送られません。

※確定申告や市民税・県民税の申告については、本紙8・9ページをご覧ください。

問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

※IP電話等の場合は、☎03-6700-1165 におかけください。

所沢年金事務所 ☎04-2998-0170

ヨブセンター」を運営しています。

対象 医師の診断や障がい者手帳の有無にかかわらず、発達障がいの特性を持ち、その自覚がある人で企業等への一般就労(障がい者雇用枠での就労を含む)を希望する人

※障がい福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける際には、医師の診断および市による障がい福祉サービスの受給決定が必要です。

オンラインワークフェスタ

期日 2月18日(火)

※詳しくは、左記へお問い合わせください。

場所・問い合わせ ジョブセンター川越(川越市協田町15-21ジョージビルワキタ1階)

☎049-299-4927

FAX 049-299-4937

✉info-kawagoe@welbe.co.jp